

「個人情報取扱特記事項」の改正について ～お知らせ～

令和5年2月
山口県

令和5年4月から地方公共団体にも適用される個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項の規定に対応するため、業務委託（建設工事に係るもの）の契約締結時に契約書に追加いただく「個人情報取扱特記事項」について、令和5年4月1日以降契約締結するものから内容が改正されますので、お知らせいたします。

1 主な改正内容

- ・子会社への再委託も委託者（県）の承認が必要であることを明記
- ・派遣労働者等の利用時の措置に係る規定の追加
- ・受託者への監査、実地検査、特記事項遵守状況の報告等の規定の追加
- ・義務違反を行った場合等の契約解除、損害賠償に係る規定の追加 など

2 入札・見積合わせに参加される際の留意事項

- ・県との契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があります。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び「個人情報取扱特記事項」を遵守することとなりますので、当該特記事項の内容を確認の上、入札又は見積合わせに参加してください。
- ・個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報法第176条及び第180条の規定により、処罰される場合があります。

3 「個人情報取扱特記事項」掲載場所

技術管理課 WEB ページ：工事請負契約書・業務委託契約書様式
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23400.html>)

4 適用日

令和5年4月1日以降に契約締結するものから適用します。